



うちなー健康経営宣言

第 531 号

令和 4 年 7 月 25 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

社会福祉法人常盤会では、地域の発展に尽くされた高齢者の方々への昼夜を問わない介護を委ねられていることから、職員の健康管理は最重要事項と考えております。

肉体的・精神的な面から健康管理をフォローする体制を整え、職員の健康意識向上に年間を通じて取り組み、継続して参ります。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。